

論 説

中・東欧諸国とECとの欧州連合協定

田 中 宏

はじめに

1989年、90年固唾を飲んで中・東欧諸国の旧体制の連続的な政治的瓦解を見守り、西側世界は歓喜をもって彼らを迎えた。91年夏、モスクワでクーデターが失敗した。そしてその年の末に欧州はその将来像という点から3つの重要な決定を行った。一つは、欧州冷戦の極であるソ連がその歴史を終えたことであり、他の2つは欧州統合の発展を展望することにかかわる決定であった。周知のマーストリヒト条約と、中・東欧3カ国（ポーランド、チェコ・スロバキア、ハンガリー）との連合協定（あるいは、欧州協定、以下では協定）がそれである。この協定は、マーストリヒト条約の重要性の影に隠れて、余り注目されなかったし、またマーストリヒト条約の批准が難航するなかで、協定の批准自体も後回しにされている。その後、ECはルーマニア、ブルガリアとも連合協定を締結した。

現在、ECは通貨統合、政治統合の道で困難に遭遇して、減速している。にもかかわらず、これから21世紀の初頭にかけて、東方への拡大の課題にECは直面せざるをえない。ここに、ECの対中・東欧諸国関係を検討することの意義がある。本稿の目的は、なによりもこの協定の内容そのものを検討することにある。まずECと東欧との戦後関係の歴史が概観され、次に現段階の両者の貿易・経済関係の諸断面が検討される。そのことによって、協定の特徴の側面に分析の光が当てられる。協定の内容そのものの検討の後、EC加盟をめぐるその後の進展と問題点を取り上げ、東欧の欧州回帰のあり方をも検討していく。

その場合、分析の視点は、EC側にはなく、欧州中東部に位置する小国に据えられている。議論の素材はおもにハンガリーを取り上げる。

第1章 東欧・ハンガリーとECとの関係史並びに

経済・貿易関係の現段階

東欧・ハンガリーとECとの関係史

これまでのハンガリー、コメコンとECとの関係史は、4つの時期に区分することができる [Dankó]。

第1の時期は、EC（前身）発足、コメコン設立から1972年までの対抗の時期であり、コメコン、ハンガリーとECとは相互に承認しないで、公的関係がない状態が続いた。その次は、ブレジネフの正常化声明から開始して、コメコンとECとの関係の受容が進行していく時期である。その前半における欧州の規模での緊張緩和と後半の新冷戦の登場が特徴的である。この時期は1984年まで続き、もちろん両者の間で制度的な協力が打ち立てられることはなかった。

ゴルバチョフの登場は第3番目の時代に扉を開いた。ゴルバチョフは「欧州共通の家」を掲げ、両者の恒常の関係の建設に進んでいった。1988年6月22日の共同声明がその成果である。それまで、ソ連・コメコンのイニシャティブに抑えられて、コメコン加盟国は独自に対EC政策を展開することが不可能であった。そのことの裏面として、ECもコメコン加盟国と公式に関係を結ぶことはできなかった。この共同声明でコメコンの承認と引き換えに、ECはコメコン各国と外交関係等を確立する権限を手に入れた [Kolinski]。1988年9月26日、ハンガリーはECと通商・協力協定を締結し、これによって4番目の時期に入る。コメコン各国とECとの関係が正常化され、形成されることになる（チェコは同年12月、ポーランドは翌年はじめに、そしてソ連は89年末に同様な協定を結ぶ）。

ところが、ECと東欧諸国の関係が具体的姿を現しはじめたその時に、双方の関係を構築する上での前提諸条件を覆す東欧の民主化、政治的複数主義の波が押し寄せてきた。ポーランドとハンガリーで進行しているこの事態にたいして、ECは歓迎していた。しかし、だからといって、1989年夏まではECがこ

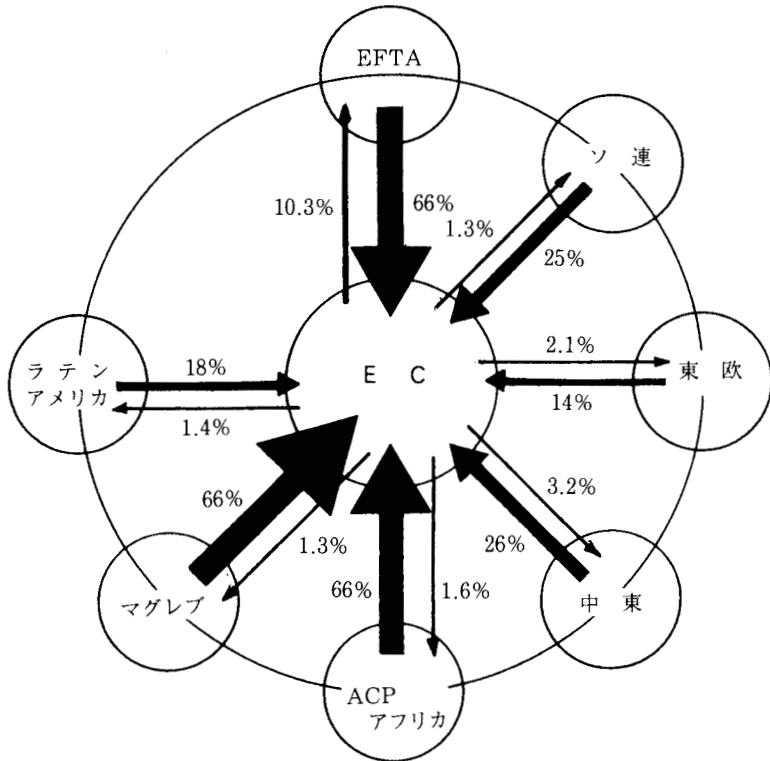
の2カ国に新たな支援行動を起こす気配はなかった。E Cの輸入数量規制が解除されたのは、ハンガリーがガットに加盟した1973年（あるいは75年）や先の1988年ではなく、ようやく89年11月になってからである [Danko, 1991. 2., sz. 17]。最初にその行動を提起したのは、89年7月14～16日に開催されたサミット会議であり、G-24の支援計画を調整するようにE Cに一任した。E Cはその年の後半にそのための一連の会議を召集し、ハンガリーもその中で、西側市場へのアクセスの簡易化、投資の促進、幹部・専門家の養成、環境保護での協力を要請した。こうしてPHARE計画は、農業・食料援助、一般特惠関税の適用・拡大、投資の促進、環境保護、専門家・学生の養成・交換を含むものになった。

E C（センター）・周辺関係のなかの中・東欧諸国の位置

現代の世界経済は相互に緊密な経済関係・協力関係を形成している3つ極、経済圏に収斂しつつあり、そしてその経済圏のセンターはマクロ経済地域を形成すべく、独自の周辺を形成・膨張・深化させている。では、その一つであるヨーロッパにおけるE Cは東欧とどのような関係にあるのだろうか。第1図は、E Cとその周辺地域の相互依存関係を図示したものである。周辺地域は輸出の大きな比重がE Cに向けられているのにたいして、E Cのそれらの地域への輸出比重はきわめて小さい。図は明らかに、センター・周辺が非対称的な関係を形成していることを暗示している。この非対称性は、E Cの立場を強化し、周辺部の立場を弱めている。E Cの輸出市場という観点からは、中東、ACPアフリカ諸国、マグレブ諸国よりも東欧は重要度が低い。そして旧ソ連よりもわずかに高い。またE Cへの輸出では全体に占める比重はもっとも低い分類に入る。従って、80年代末の段階では、その非対称性は、他の周辺との比較では、相対的に希薄なほうである、ともいえる [J. A. Lopez, A. L. Corrons]。

E Cが成立以来、周辺を結集すべく特惠等のピラミッドを構築してきた。大雑把にいて、加盟国間——ロメ協定諸国——地中海連合協定諸国——途上国一般特惠享受諸国——E F T A諸国——その他の特惠非享受諸国（日本、米国、カナダ等）という構造である。ソ連・東欧諸国は、国家貿易諸国として、その

第1図 輸出比率にみるECへの依存度



出所：J. A. LÓPEZ-A. L. CORRONS, p. 28

外部に政治的に位置づけられていた [HVG, 1991. Oktober 26]。つまり、距離的には最も離れていた。ようやくその内部に入るのは、ハンガリーの場合、1988年以降（EFTAとほぼ同様にレベルに）である。

W・ウォーレスの表現を借りれば [ウォーレス, 1993] , コメコン諸国は、第1次世界大戦前と比較しても、はるかにヨーロッパの周辺地域となって資本やテクノロジーの到達しない地域となっている。つまり、システム的に分離したことによって、東欧はEC・西側諸国に地理的には隣接するが、そこから離れており、同時にさきに見たように、EC・西欧諸国に依存する構造になっている。

コメコン体制の崩壊とその影響

ところで、この隣接・乖離・依存という構造を裏から支え、半ば強制していたのはソ連、コメコンである。では、コメコンとはなにか。

それは、基本的には政治的考慮に基づいて設立された組織であった。その根本的目的は、ソ連の支配の保障つまりマーシャルプランや資本主義的国際分業へ東欧諸国が「従属」しないように防止することであり、経済システム的には、指令計画経済の国際的拡大とそのフィードバック機構であり、かつそれを支える機構であった。それは、常に内向きの政策、つまり輸入代替化で、成長指向の経済発展戦略を採ってきた。そこには、特定の国際分業のパターン（ソ連が原材料供給、東欧諸国が加工製品の供給）が政治的配慮を優先して形成されてきた。このパターンは、第2次大戦前の経済ナショナリズムの思考の再現と結び付き、2重のアウタルキー（地域と国内）に奉仕すると同時に、冷戦対抗の中で軍需部門に諸資源が集中した結果もたらされたソ連の民需部門の生産の半ば空白を埋めるべく東欧にその生産を分担させた。

計画経済の国際統合は、超国家的計画化を作り出すほどソ連の支配力は強力ではなく、各国の計画委員会の民族的「エゴ」を打ち破れなかった。それゆえに、結果的には、ソ連、東欧に効率の損失を相互にもたらした。市場統合の観点からいえば、コメコンは非市場経済の間で統一された社会主義的市場を生み出すことにも成功できなかった。

世界経済のなかの国際競争力という側面からは、途上国にたいして従来の地位を維持することができなくなってきた（70年代以降）。さらにコメコン諸国間でも、変化し高度化する相互の需要・供給構造のミスマッチ、「不足」と「過剰」が拡大していった。ソ連は原燃料が供給不足気味になり、東欧諸国は農業製品、耐久消費財供給の量的拡大というソ連側の要求を満たせなかった。2国間清算システム、振替ルーブルとコメコン協力システムはこの新しい挑戦に対応できなかった。

ソ連では自国経済自体の停滞、困難の累積、閉塞状態のなかで、ゴルバチョフの時代から変化が発生した。対東欧諸国貿易、コメコン体制を自国の戦略的

抵抗力、安全保障の一環としてみる政治的見地から、次第に脱政治的・経済的見地へと政治的に転換していった。ソ連もコメコンに真の市場を導入することを構想するが、この改革路線は東独、ルーマニア、ベトナム等の反対で、失敗した。ついに、ソ連の経済危機は経済改革に邁進する中・東欧諸国の助けを借りてあるいは手本にして、克服することができる程度の生易しいものではなくなった。そのことが深刻に認識されるにしたがって、EC・ドイツ、米国、日本が巨体のソ連経済にふさわしいカウンターパートナーとして登場してくる。東欧諸国はそれほどの経済力をもっていない。90年代のソ連そしてロシアの対外政策の主要な優先順序が国際貿易・金融システムへ参加することであれば、東欧諸国にたいするかつての選好度は相対的に低下する。ソ連、ロシア政府の政策では、対東欧諸国での貿易黒字を国際金融機関で利用できることがより魅力的に映ってくる。ロシア政府は相互貿易取引を硬貨で行うことに合意、決定する。硬貨が不足し、国際的に貿易金融システムが確立していないところに、バーター取引から交換性可能通貨建て取引に移行すれば、結果は明白である。コメコン域内貿易は急速に萎縮し、旧ソ連の諸共和国、諸地域間の再生産の相互連関が断ち切られた。その切断は今度は東欧諸国に反作用を及ぼし、対旧ソ連向け輸出の縮小―国内生産の縮小へと連動し、これが東欧諸国の体制経済システムの転換と結合して、今世紀30年代の不況と比肩される大不況に陥った。コメコン自体は92年春に消滅した [Csaba, 1991, 田中宏]。

西欧への回帰、ECへの指向

コメコンの崩壊は、東欧諸国がどのような対外経済関係を再構築するか、の選択を迫った。ハンガリーでは、政治的民主化が進むなかで、コメコン・ワルシャワ・パケット体制の暫定的維持あるいは小コメコン構想、中立化政策が放棄され、西欧への回帰が主流となった。これを政党段階で見れば以下のようなようになる。現在の連立政権の中心であるMDF（ハンガリー民主フォーラム）は、ポピュリスト、民族主義、「第3の道」を代表する文人によって結成された政党であるが [南塚信吾, 1991年]、政権に接近する過程で、西欧への回帰に對外路線を転換していった。アンタル首相は最初の就任演説で、ECへの加盟と社会的

市場経済の建設を打ちだした。野党第一党のSZDSZは、もともと都市型知識人政党でECへの加盟は自明の理であり、社会党（旧共産党）は、政権党の時期改革派のなかから、ECへの加盟を公然とではないにしても打ちだしていた〔堀林, 107p.〕。従って、ECの加盟の時期、速度についての違いはあるが、基本的な対外政策での相違は存在しない。国民の世論調査（1991年現在）でも、他の東欧諸国のそれと同様に、ECへの接近・加盟では反対論は1%にも満たず、46%が即座に加盟、27%が5年後の加盟を支持している。連合協定が交渉・締結されようとした1991年に、多くの自動車の窓ガラスにハンガリー国旗とEC旗を重ねたステッカーが張られていたのは、その時の国民の雰囲気を表している（もちろん、国民の中には、EC加盟と連合協定との違いがはっきりしていなかった）。ところで、エコノミストの論争のレヴェルでは、ECへの加盟の他の選択肢としては、EFTAへの加盟によってEC経済圏へ接近する構想や、ポストコメコン協力として、地域協力機構（決済同盟を含む）を設立する構想が東欧諸国内外から出された。連合協定については、締結されて後に意見の対立は出されていく。そしてハンガリー国会はほぼ全会一致で連合協定の承認をしている。

では、中・東欧3カ国にとっては、以下で検討しているような連合協定以外に、ヨーロッパ回帰の道はなかったのであろうか。バラージによれば、以下のような5つの選択的シナリオが存在した〔Balazs, 1991, oktober 10〕。

- (1) 現連合協定の締結は、時間制約、政治的忍耐切れの中で行われた。もし、92年1月1日というタイムリミットから解放されていれば、自由貿易完成テンポという点での非対称性だけではなく、農業、繊維、長期の経済的支援を含んだ全体の損益という点から一方的なプラスになる協定を結ぶことができたであろう。
- (2) 上のような観点から連合協定が締結できない場合でも、ハンガリーには当時のEC・ハンガリー関係の枠組みから抜け出す緊急性はなかった。西側市場参入上の障害、支援、協力の可能性で大きな問題があったわけではない。自由貿易の互惠原則を受け入れることで、小さな便益の割には多大な費用を払うはめになった。

- (3) 上の両者を結合したシナリオも可能である。当時の通商・協力上の優位性をそのまま引き継いで、政治協力だけを連合協定のなかに盛り込むか、あるいは、新しいタイプの内部連合 (affiliation) を構想することもできたはずである。また、支援のみで同様の協定を締結することも構想しえた。
- (4) E F T Aタイプのシナリオも可能で、E F T Aと連合関係を結び、E C加盟への準備階段を登りつつ、欧州経済地域に加わる。オーストリア、スウェーデンのE Cへの加盟でE F T Aを潰すのではなく、東欧諸国を加盟させてE F T Aを強化するというこのシナリオは、E C、E F T A、東欧諸国を含む広範な政治的同意を前提としよう。
- (5) 最後は多国間解決で、欧州経済協力の新しいタイプ、E CとE F T Aとの欧州経済地域に連結した自由貿易地帯を形成して、そこに東欧諸国が参加し、さらに、旧ソ連諸国も将来加入してくることをも展望する。

だが、連合協定の締結は最初の3つのシナリオをもはや非現実的なものにしてしまった (バラージ自身の構想については、[Balazs,1991]を参照)。

E C主導・G-24の東欧支援、P H A R Eプログラム、E B R D

さきに述べたように、東欧支援の組織化は、89年7月のアルシュ・サミットでポーランド、ハンガリーの経済改革を支援することが決議されて始まった。G-24はこれをうけて、E C委員会の主導のもとに、5つの支援優先分野と漸次的な接近方法を備えたP H A R E計画を作成した。だが、ポーランド、ハンガリーに続いて、チェコスロバキア、東ドイツ、ルーマニアそして翌年には旧ソ連へと政治変革の衝撃波は急速に広がっていった。その過程のなかで西側の支援の焦点、姿勢も変わらざるを得なかった。マーシャルプランによる戦後欧州復興計画を連想させるような、壮大な名称をもった特殊な銀行が構想された。それはフランス・ミッテラン大統領が提唱する「欧州復興開発銀行」構想で、異例の速さで翌年4月に設立された [G. Csaki]。P H A R E計画の対象国は、バルカン諸国、旧ソ連諸国にまで拡大されたが、欧州復興開発銀行は、日米との協調・対立のなかで、構想が縮小された。I M F・世界銀行・I B R Dが経済調整、構造調整などの政策支援型の融資を行うという分担であるのにたいし

て、EBRDは民間部門の育成に主眼をおくことが決定された（IMF、世銀との分担関係とともに、ソ連の扱いがもう一つ焦点であった）。それと並行して、ココム規制の緩和、ECによる輸入制限の緩和、一般特惠制度の適用、科学技術・産業・通信・輸出信用保険での支援、米国の一般特惠供与、EFTAの輸入制限緩和、ポーランドの債務取り消しの合意がなされ、支援は現在までに、経済、金融、環境、管理、教育、文化、政治、技術・テクノロジーなど多面的に拡大している。

こうして、欧州が抱える歴史的課題をめぐる諸条件に遅れながらも対応してECの東欧支援の輪郭が2つの線で現われて来た。一つは前述の欧州復興開発銀行であり、もう一つは、ドロール委員長の原案を受け、ようやく90年1月と6月のECサミットで合意された、新しいタイプの連合協定を中・東欧諸国との間で締結するという政策である。マーシャル・プランの再版等、新しい欧州秩序諸構想がさまざまな方面から提唱され、大欧州に向けて輝かしい歩みがはじまったかのようにみえた。

G-24はこれまで（1990年～92年上半期）に、経済リストラ支援——91億ドル、マクロ金融支援——144億ドル、緊急支援——19億ドル、公的輸出信用——112億ドル、民間投資への公的融資——18億ドル、その他——46億ドル、小計430億ドル、そして国際金融機関（IMF——88億ドル、世界銀行——68億ドル、欧州復興開発銀行——9億ドル）——165億ドル、総計595億ドル（内、グラントは177億ドル）のコミットメント・ベースの支援を行ってきた。これに対して、旧ソ連・東欧諸国の対外債務高（ネット）は約1200億ドル（1990年）に達している。

では、その問題点について見てみよう。それには以下の点が指摘されている。

第1に、西側の政治家、専門家の打ち上げた東欧版「マーシャル・プラン」構想は、市場経済へ移行する際に対外債務累積に悩む東欧諸国に、西側が大規模な金融・投資支援を行うような「幻想」を与えたが、これとは裏腹に、そのような線で東欧支援が公的に検討されたことは一度もなかった。むしろ、現実には、IMFの厳しいコンディショナリティを受け入れることによって、西側の支援が動いていった。西側のリップサービスはむしろ西側支援にたいする東

欧諸国の幻滅を助長したことになる [Koves, 1992. 1]。

第2に、そのうえ、西側のコミットメント・ベースの支援額と実施支援額との間にはきわめて大きな開きが存在する。コミットメント額は発表の年に計上され、東欧諸国に大きな期待を抱かせるが、実施は多年度に跨るといった技術的要素もある。90年でみれば、国別で27%から2%というきわめて低い水準に留まっている。その要因は、受け入れ国の自由裁量にならないことや情報の不正確さ、受け入れ国に負担を強いるので政府が抵抗することが挙げられる。そして何よりも批判されるのは、支援額が提供国の企業、機関をして東欧諸国で投資し、財・サービスを提供するよう促進するために使われ、最悪の場合には、提供国の国内に支援施設が建設されることさえある点である。支援は、また東欧諸国の地域協力を促進する方向が弱い。

第3に、G-24の支援はEC委員会が調整してきたが、それ自身は独自の財源を持っているわけでもなく、支援の多くは2国間で行われ、多国間の調整ができず、協調融資プロジェクトを推進することもできていない。ECは対東欧諸国支援のイニシアティブを取りきれていない。

第4に、ECをはじめ西側の国民の中には、巨額の支援がなされたのに、東欧諸国ではそれにもあった効果が出ていないことにたいして、すでに「援助の疲れ」を感じ始めている [以上, European Studies Center, 1992]。

対先進国・EC貿易の急伸とその要因、今後の傾向

最近の東欧諸国の対外貿易は、1980年代末から90年代初頭の市場経済への移行に符合して、貿易構造の転換を起していることが観察される。

この転換を貿易仕向地の転換、貿易数量の拡大、商品構成の変化という視角で見れば、仕向地の変更が急速に実現していることが分かる [European economy, No. 53, 1993]。ハンガリーについていえば、貿易数量の拡大ではなく縮小が発生し、商品構成の変化は、先進国向け委託加工の急伸等で、若干消費財のシェアが92年から増加してきているにすぎない。(平成4年度『世界経済白書』は、比較優位を有する輸出品の台頭を単位労働コストの低下ですでに指摘しているが、後2者の転換が本格的に実現するには、経済システム転換による中期的な貿易拡

大効果、コメコン輸出向けからEC向けへの生産構造自体の変化、あるいはECにとってのセンシティブな品目の輸出拡大にしか道はあり得ないと思われる)。

このような変化をもたらした要因には以下のものがある。

(イ) 貿易の仕向地は、旧コメコン、ソ連から西ヨーロッパにシフトしており、その中でもEC、そして(統一)ドイツのウエイトが拡大している。それは、ECとの貿易協力協定締結、一般特惠の供与に見られる西側の貿易障壁が撤廃されたこと、ドイツの統一「特需」や先進諸国の好景気によって生じたことによるものである。そのメダルの裏面としては、コメコンの自壊と旧ソ連の崩壊がある。

(ロ) ところで、東欧諸国が少なくとも短期間に対EC、対西欧貿易で仕向地の転換を行い、バランスがとれるまでになった対内的要因には以下のものが挙げられる [Inotai, 1993]。

① 民営化、貿易の自由化、規制緩和による新規企業の参入、前代未聞の輸入自由化による輸出増進効果、ミクロレベルでの部分的近代化による品質の改善。

② コメコンの崩壊と国内需要の低迷が企業を対西側輸出に強制、駆り立てた(主としてマーケティングにより)。輸出が生き残りの唯一の手段で、損失を出しながら、コメコン市場からの転換を計った。

③ 多国籍企業の輸出促進策。

だが、この89～91年にかけて対EC貿易は伸長したけれども、それが今後も持続する保障はない。そこには以下のような問題点がある [蓮見雄]。

(イ) 東欧諸国製品を吸収した統一ドイツとECは不況で、他の先進国もそれを吸収してくれる経済状態にはない。

(ロ) 主要輸出品、繊維、農産物、鉄鋼では非関税障壁が容易に撤廃できない。むしろ規制が強化される傾向にある。

(ハ) 鉄・鉄鋼の優位性は旧体制の資本集約財へのバイアスの結果であり、将来優位性は減少する。石油化学製品も同様である。労賃コストも上昇しつつある。

(ニ) 域内非関税障壁の撤廃により、貿易コストが減少し、EC製品と競合する

製品についてはマイナスの貿易効果が生じる。

このような対外的要因に対して、輸出攻勢が減退する対内的要因には以下のものがある。

- (ホ) 生き残りのためにいわば「出血」輸出を行っていたが、企業の採算を無視した輸出は長期間継続することができない。輸入の自由化は国内での競争を促進し、国内市場の「うま味」が薄くなっている。
- (ヘ) 民営化過程の進行、倒産、清算過程の進行で、輸出大企業数の減少による輸出の縮小、企業の輸出指向型企業戦略の作成への悪影響、負債・リスク負担からくる従来の企業間関係の瓦解とそのことによる輸出の可能性の減少、技術発展の立ち後れと投資の減少による新規輸出開発の遅れ、が予想される。
- (ト) 投資、協力不在の中で浸透しつつある軽工業、機械工業での賃加工は輸出の20%にも上っているが、それ自体は付加価値が大きくない。
- (チ) 外資の直接投資として輸出増進効果は国際収支均衡効果と比較してそれほど大きくなかったが、その資本流入自体も減少する傾向にある。
- (リ) 輸出金融の資金基盤がタイトになりつつある。
- (ス) 外国市場での販売網（マーケティング、宣伝）の水準が不十分で、新規の品目をつぎこむ能力をもたない。これは小企業になればなるほど、難しくなる [以上, Koves, 1993]。

現在、ECに占める東欧諸国の比率は、輸出、輸入ともに1.7%に過ぎない（対オーストリア、スウェーデンよりも小さい）が、逆に東欧諸国貿易に占めるECの比率は約50%である。80年代ECの対東欧貿易が赤字であったのにたいして、91年14億ECU、92年は92億ECUの黒字を計上している [Figyelo, 1993. Julius 15]。

ハンガリーを例にして、92～93年の対外貿易を概観してみよう。

1992年は前年度比で、輸出1～2%、輸入5%の伸び率であったが、93年の上半期は前年同期比で輸出27%マイナス、輸入6%プラスであった。これによって、貿易収支は16億ドルの赤字となった。地域的には、対ECの赤字が最大の要因で、工業消費財、機械の不振がひびいた。1992年から動きはじめた対先進国（EC、EFTA）向け輸出の品目構成の高度化（なかでも、既製服、

靴、皮革製品の比率)が後退して、約35%から約31%へ低下した。その原因は、需要の落込みと労賃の安価な他の東欧諸国に委託加工がシフトしたこと、伝統的製品、鉄鋼製品、化学製品ではポジション確保のため価格競争で売上が縮小したこと、があげられる。ドルに対する欧州通貨の切下げも価格損失に影響している。これにたいして、E C、E F T Aからの輸入は経済の再生、近代化に直結していない。農産物輸出も低下している。今期の例外的な航空機輸入を除外すれば、機械輸入はむしろ減少している。この3年間、国内生産、工業生産、農業生産は20~30%の落込みを見せているのに、貿易だけが相対的に縮小幅が大きくなかった。そのために、景気が悪化しているけれども、その下支え役を果たしていたが、今度は同程度の貿易量の落込みが予想される [Figyelo, 1993. Augusztus 12]。

先進国、E C加盟国の対中・東欧諸国への直接投資の現状

マーシャル・プランの東欧版の構想は、東欧への援助、資金の大量流入を予想させた。80年代東欧諸国は、対外債務累積の返済問題を抱え純資本流出国となり、国民所得の一定部分は債務の返済のため国外に流出していた。国際金融市場から借り入れられた信用、資金は国内の近代化のためではなく、債務の償還に当てられていた。かつて、91年前半にかけて「世界の資金不足」の懸念を引き起こすひとつの材料を提供した東欧諸国は、実際は引き起こすほどの資金を流入させることはなかった。直接投資だけに限定しても、90年に6億ドル、91年に20億ドルで(第1表)、B I Sの資料でも、91年から92年にかけて、E C、アジア、ラテン・アメリカが規模の点でも、増加傾向の点でも伸びているのにたいして、東欧諸国はインパクトを与えていない(第2図参照)。当初の予想に反して、ヴィシエグラード3カ国は資本輸入を巡って相互に競合しているのではなく、欧州での伝統的な資本輸入国であるオーストリア、南欧諸国や統一ドイツと競合している。それでも、ポーランドを除いて、チェコ・スロバキア、ハンガリーは、貿易よりもむしろ資本輸入でより強い地歩を築いているといえる。

最近の傾向は、92年後半から、東欧諸国向け直接投資の半分を集中していた

第1表 東欧5カ国における直接投資の現状

	外資系企業数			導入外資額		1991年末までの累積額 (100万ドル)
	1990.	1991.	1992.	1990	1991	
	I. I.	I. I.	I. I.	(100万ドル)		
ブルガリア	30	140	900	4	50*	300***
チェコ・スロバキア	60	1 600	6 200	188	526**	1 000+
ポーランド	90	2 700	5 100	88	..	670***
ハンガリー	1 350	5 693	11 000	311	1 459	3 150
ルーマニア	5	900	7 200	18	36	269

出所：Működőtőke-beáramlás néhány közép-és kelet-európai országban, MNB, 1993., sz. 11.

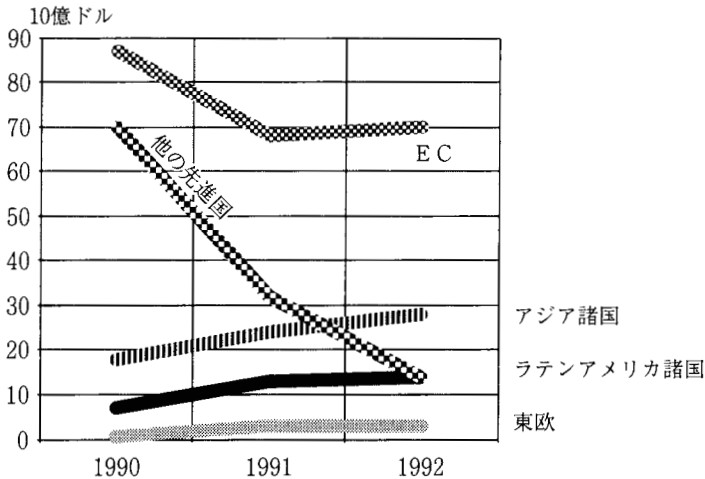
注：* 1～9月期

** 1～11月期

*** 1991年10月現在

+ 1992年2月現在

第2図 地域別直接投資の傾向



出所：HVG, 1993 Július 24., sz. 8.

ハンガリーの勢いが下火になり ([Figyelo, 1993. Augusztus 12, sz. 1 es 12, 13], チェコがそれに並び、ポーランドへの投資も活発化してきた(フィアット18億ドルの計画) ことの内に見られる。進出側の国別特徴(金額)では、ハンガリーは、米国、ドイツ、オーストリアの順、ポーランドはイタリア、米国、

スウェーデンの順、チェコは、米国の順になっている [PlanEcon, 1993]。大雑把に言えば、ハンガリーでは、米国が中心的地位を占め、日本も投資しているのにたいして、チェコ・スロバキアでは米国、ドイツ資本、ポーランドではイタリア資本が優位を占めている、という傾向がある。これが、直接投資の誘引の地域構成という点からする、中・東欧3カ国の特徴の相違の一つである。第2の相違点は、ポーランドにおいては、小企業、私営企業部門が外資を引き付ける部門であったのにたいして、現在ではイタリア・フィアットの進出に見られるように大企業にまで拡大する兆しが見られる。これに対して、チェコ・スロバキアでは、私的部門の発展はまだ顕著でないために、大企業部門に外資は集中しており、ハンガリーでは、両方の分野に共に外資が集中している（このことのもつ意義は、中小企業、私的部門だけの外資の進出では、国全体の近代化に必要な資本、資金を得ることができないし、反対に、大企業セクターのみへの進出では、国民の中で外資排外主義的感情に火をつけてしまうことにある [Koves, sz. 13]）。

ハンガリーだけで合弁企業の設立状況として直接投資を見てみよう。まず、累積件数では（90年末）、オーストリア、ドイツが34%でトップ、次に米国-9%、スイス-8%、イタリア、スウェーデンの順であり、累積投資額（91年末まで）では、米国-9~10億ドル、ドイツ-4~5億ドル、オーストリア-3.5~4億ドル、英国-2.5億ドル、フランス-2.5~3億ドルである。各国の進出上の特徴は以下の通りである。ドイツは、軽工業、機械工業の分野でハンガリー企業をパートナーとしてきたが、それとのつながりで、合弁企業を設立している。保険、通信機器、タバコ、石炭・ガス製造、洗剤、製菓、セメント、銀行、自動車で合弁企業を設立し、製造部門だけに限定すれば、部品生産や組立が特徴的だが、ハンガリーが西ヨーロッパ向けの生産基地、旧COMECON地域向けの跳躍台になっていると判断することはまだできない [Magyar Nemzet, 1993. Januar 29]。オーストリアは、休暇保養、理髪、歯科医療、食事など国境付近で零細な観光・サービス提供型合弁企業を設立していると同時に、石油販売、ビール製造、スーパーマーケット、道路建設、靴製造、製紙、などあらゆる分野に進出している。米国は、電灯・照明製造、自動車、化学、タバコ、

ファーストフードで多国籍企業が進出している一方、ポートフォリオ的投資もなされている、という。英国は、製菓、製糖、タバコ、鉄道車両、印刷、通信という伝統的部門に進出すると同時にコンサルタント業、サービス業への進出も見られる。フランスは、製菓、家具、製糖、石炭といった分野に進出している [Figyelo, 1993. Januar 28]。

ハンガリーへの外国企業の参入状況を世界企業（上位500社）の中で概観すれば、500社のうち99社が営業活動（資本参加、代理店、サービス事務所の設置）している。これを国別にみれば、日本-23、米国-21、ドイツ-14、スイス-9、スウェーデン-6、オランダ-6、フランス-5、英国-3、イタリア-3、などとなっている [Figyelo, 1991. 9. 19, sz. 39]。

債務累積額が180～140億ドル、貿易が輸出入それぞれ100億ドルレベルであるから、92年には累積で45億ドルになり、この91、92の2年間には15億ドルにもなった直接投資のマクロ的な影響力は決して小さくない。

第2章 中・東欧諸国とECとの連合協定

さて、この章の課題は、欧州協定の内容そのものの検討である。

日本では、これまで若干の紹介、研究（田中素香、山田誠、嶋田巧と駐日EC委員会代表部の『月刊EC』での簡単な紹介）がなされている。ここでは、より詳細にその内容の紹介と検討をおこなっていかう [Molnar, Presse 240-G, Maresceau, Havasi, Winters, Messerlin]。

連合協定の法的基礎

この連合協定は、EEC条約238条に基づく協定であるが、この条項は連合協定の定義を与えるものではなく、相互権利と義務、共同行動と共同手続きという連合協定となりうるいくつかの指標を示しているにすぎない。同じ名称を持ちながら、131条を基にした60年代のチュニジア、モロッコとの連合協定は植民地主義的色彩が強いため、それ以降この名称は使用されてこなかった。また、対照的に欧州経済地域は238条を法的根拠としているが、連合協定の名称

は採用されていない。238条に基づく連合協定には、2つのカテゴリーがあり、EC加盟を明言したもの（ギリシア、トルコ）とEC加盟を確約しないもの（マルタ、キプロス）がある。

目的と構造

この協定の目的は、ヨーロッパでの醸成すべき政治的雰囲気の出発点、双方の間の緊密で長期の関係の確立、3カ国が市場経済へ移行する過程を完成させるのを支援すること、である。またこの協定の有効期間は無期限であるが、最大限10年の過渡期をもち、前半5年の最後の年に後半の第2段階について協議を行うとなっている。

協定の政治的局面

この連合協定の最大の焦点は、東欧3カ国のEC加盟に対するECの態度であった。連合協定締結の交渉当初、ドロールEC委員長はマルタ、キプロスタイプの連合協定に執着し、ECへ加盟させることの義務をEC側が背負うことと連合協定とを結びつけることに躊躇、反対した〔Maresceau, Danko, sz. 25-27〕。最終的には、慎重な外交用語が用いられて妥協が成立した。つまり、連合諸国の究極の目的はEC加盟であり、この協定はこの目的を達成するのを支援する、となっている。重要なのは、加盟への言及が行われているが、同時にEC側の自動的な法的コミットメントは避けている、という形をとっていることである。この点は、後に触れるように、東欧諸国の不満の最大の要因をなしている。これが第一の特徴である（ハンガリー対外経済省の対EC担当高官・ユハースは、インタビューの中で、連合協定交渉のなかでは、加盟が直接のテーマではなかったと述べて、多くを語っていない〔Farkas Z.〕）。第二の特徴は、政治協力を制度化した点である。協定では、政治対話を閣僚レベルから様々なレベルまで設立することをうたっており、連合理事会（意思決定機関）、連合委員会（補佐、決定権の被委任機関）、連合議会委員会（情報通知、勧告機関）が設置される（連合協定が発効していないけれども、ECと加盟各国、東欧3カ国外相会議が1992年10月にすでに開催されている）。

自由貿易地域の設立

暫定貿易協定部分

連合協定は混合的性格をもち、一方では欧州議会、加盟国の承認が必要だけれども、通商に関する部分は共同体の共通政策の権限範囲に属するから、その部分だけは連合協定が発効するまでの暫定協定として92年3月1日から有効になっている。東欧諸国が機能しうる市場経済へ移行する際、ECが与えることのできる最善の支援は、東欧諸国のEC市場へのアクセスに対して門戸を開放することである以上、この協定部分はきわめて重要な意義をもつ。

この協定は、工業製品を対象とする自由貿易地域を徐々に10年間の経過のなかで形成することを目的としている。従って、財・人・サービス・資本の自由な移動を実現するECの対内市場とも、この4つの自由化が実現されるはずになる欧州経済地域（EEA）とも異なる。自由貿易の実施・スケジュールは非対称性の形をとることが、次の重要なポイントである。だが、最終段階では互恵の原則が保障されることになる。自由化スケジュールとその非対称性は、ハンガリーの場合は、以下の通りである（渋谷氏の聞き取り調査による）。

I. ハンガリーからECへの輸出

1. 工業製品（EC向け輸出の約75%）

(1)鉄鋼製品（EC向けの輸出の約5%）

数量規制を即時撤廃して、関税は5年間で段階的に低下していく。

(2)繊維（EC向けの約15%）

関税は6年以内に段階的に撤廃。数量規制の廃止についてはウルグアイラウンドの結果次第で、合意した場合、その自由化期限の半分の期間で自由化し、不成立の場合は、93年から5年間で撤廃。また、繊維にかんするECの対ハンガリー一般特惠関税（GSP）は今後打ち切り。

(3)その他の品目（EC向け輸出の約55%）

①センシティブ品目（内、約30%）

自動車、化学製品等で、非課税割当額を毎年15%ずつ5年間拡大、割当額を上回る分の関税については、毎年10%ずつ5年間削減、6年目から無税。

②その他（内、約70%）

協定発効と同時に無税。

2. 農産物（EC向け輸出の約25%）

(1) 主要農産物（内、約75%）

関税を毎年20%ずつ3年間削減（計60%）するとともに、当該関税が適用される輸出量枠を毎年10%ずつ5年間拡大（50%）。枠を越えた分については従来の関税が適用される。

(2) スターチ等の一部農産物（内、約25%）

上記優遇措置の適用はなし。

II. ECからハンガリーへの輸出

1. 工業品（ECからの輸入の95%）

(1) 無税品目（ECからの輸入の約10%）

(2) 課税品目（ECからの輸入の約85%）

① 自由化加速品目（内、約15%）

ハンガリーが製造していない航空機、プレス機械等は最初の3年間で関税を撤廃。

② 通常の品目（内、約22%）

1995年から3年間で関税を撤廃。

③ センシティブ品目（内、約63%）

自動車、テレビ、薬品、プラスチック製品等で1995年から7年間で関税を撤廃。

(3) 量的規制品目

ライセンス制度等の数量規制を行っている場合は、その規制を1995年から2001年の間に廃止。

2. 農産物（ECからの輸入の約5%）

一方の側から問題提起があった場合、輸入許可、関税引き下げ等の措置を協議。

実施テンポの非対称性と究極の互恵の問題点

ここでは、その問題点を指摘しておこう。

第一に、連合協定では、自由な移動は財に関してのみであるが、Winters, Messerlinの詳細な研究によれば、非対称性は大きな問題をはらんでいる。特徴的なことは、重要な品目の自由化の実施が猶予され制限されているという点である。上の聞き取り調査の結果では、即座に自由化されるのは40%弱に過ぎない。この猶予、制限されている品目は中・東欧3カ国がEC市場で最も競争力があると見なされている品目で、この3カ国の輸出の33~45%を占めている（第2表参照）（もっとも、ウィンターズによれば、中・東欧3カ国、とりわけハンガ

第2表 東欧3カ国のEC向け輸出の若干の品目構成 (単位：%)

	チェコスロバキア	ポーランド	ハンガリー	合計
食料・農産物	8.6	23.2	29.3	20.4
繊維・衣料	9.9	10.3	14.7	11.6
鉄・鉄鋼	14.1	8.9	7.2	10.3
化学製品	8.9	6.6	10.4	8.6

出所：CEC, 1991.; Mobius-Schumacher, 1990
L.A.Wintersより重引

リーの国際競争力があると思われる分野は、それよりも加工度の高い、より洗練された財・サービスであるとされる)。しかも、3カ国の輸出の伸びを左右するのはこの部門だから(生産一貿易構造が当面大転換しないから)、外貨収入の伸びも阻むものであるといえる。従って、言われてきている自由化のテンポの非対称性とは、一方での即座の自由化と漸次的な自由化というコントラストよりむしろ、一乗の漸次性と二乗の漸次性との相違という意味での非対称性に近づく。このことに、互惠として表現されているように、最終的な損益計算が「ゼロサム解決」であることを加えれば、東欧諸国側の大幅な譲歩ということになる。

第二に、農業に至っては、過渡期が経過しても完全な自由貿易にはならない。主要な農産物・食料品の伸びは、1990年を基準に毎年約10%づつ46%しか増加することができない(一般特惠の特典で大幅に伸びた1991年の前年であり、また基準基礎数値自身が90年実績と比較してきわめて低い、といわれている)。たしかに規定内での輸入にたいしては関税は低下するが、輸入課徴金は低下しながら維持され、割当量を超過する輸入分については以前と変化なく、域内の同業者にたいして競争上の優位を獲得できる訳ではない。ハンガリー農業の近代化が進まないことも手伝って、ハンガリーから農産物・食品輸出が長期的に拡大するという保障はない。これに対して、EC農産物・食品は新たな輸出販路の拡大が保障されている(食品、小売段階の外資系企業の市場寡占の今後の影響で)。ハンガリーの外貨獲得主要部門であり続ける保障は十分にはない(農業はハンガリーの基幹産業、外貨獲得産業であり、同時にECの保護主義が厳しい部門ゆえに、激しい論争が行われている [Kiss, 1992. 9., 1993. 1., Vajda, 1992. 12.]。)

第三の点は反ダンピング措置、セーフガード条項である。協定では、ガット

の線に沿った反ダンピング発動か、あるいは①競合する生産業者に多大な損害を与える（あるいはそれが差し迫った）場合、または②一定の地域の経済的瓦解をもたらすようなあるセクターに多大な損害をもたらす（あるいはそれが差し迫った）場合には、セーフガード措置の発動が許されている。協定ではまた、ハンガリー側は、幼稚産業または構造調整中の産業を保護するために関連輸出品目に対して最高25%（輸入総額の15%以内）、最長5年間にわたって関税を課することができる。そして、国際収支上の困難に遭遇した場合、対抗措置を採ることも双方に許している。問題は次の点にある。EC側は伝統的に旧COMECON諸国に反ダンピング措置（1984年～90年間にハンガリーは11回受けている）、セーフガード措置を発動してきた。東欧諸国はすでに国家貿易諸国のカテゴリーに分類することはできず、妥協がなされて、市場経済への移行途中でありながら、市場経済諸国のカテゴリーに属するとされている。しかも東欧諸国のEC輸入に占める比重はきわめてマージナルである。従って、EC側が引続きこの対抗手段を懐にしまって置くことは肯定され続けることではない。協定によれば、仮にそのような損害が発生していなくても、「切迫している場合」には発動されるというきわめて曖昧な基準になっている。

この問題は3つのマイナスの影響をもたらしている。①すでに連合協定締結以降、鉄鋼輸入数量規制撤廃の延期（95年まで）、鋼管のダンピング課税、食肉の輸入禁止・規制強化、化学製品の規制の動きが見られ、長引く不況の中で保護主義的規制が強まる方向にある〔日本経済新聞、1993・8・24〕。また②東欧諸国側にはこのような保護手段の運営、具体化の経験の蓄積がほとんどないのにたいして、EC側は豊富な蓄積を持っている。ハンガリーが現在18品目の関税の引き上げを交渉しているのにたいして、ECの側からは78品目について割当数量以上の輸出を行っているという疑惑が出された。様々な手段の適用を模索する時期にハンガリーは突入している〔Becky〕。さらに、③反ダンピング措置等の保護手段が発動される状況は、ここにEC市場向けの生産基地を設けようとする第3国からの直接投資にたいしてブレーキを加えるに十分である。

原産地・ローカルコンテンツ規制は第四の問題点である。例えば、ハンガリー

製品と認定され、非課税対象となることができるのは、製品全体がハンガリー産の原料、部品を利用した場合あるいは製品の質的転換が伴うような最終段階の加工が施された製品である。別の規定では、輸入比率が40%（製品によっては50%）以下の場合にも認定される。この場合、ECからの輸入、ECとの連合協定締結国からの輸入分もハンガリー分として計算される。この規定は、中・東欧3カ国に直接投資を計画しようとする第3国（例えば、米国、日本等）の投資家を意気消沈させる材料となり、EC輸出業者・投資家にとっては進出の魅力となっている。さらにEC側からの委託加工については関税は不課となっている。

第五の問題点は、1989年末にすでに与えられていた一般特惠制度との関連である。この一方的特惠の供与は1991年と92年の対EC輸出の飛躍をもたらす素地を作り出した。だが、連合協定の締結は、一般特惠関税適用以前の状態に戻し、以前免税対象となっていた品目がセンシティブ品目に加えられ、割当数量以上の輸出には高関税、課徴金がかかけられ、貿易上の優位性という収支計算では、大幅なプラスになったとはいえない。これに反して、EC側は明らかに将来の優位性を確保している。

労働力、資本、サービスの自由移動の問題点

労働者の移動では、中・東欧3カ国はその具体的受け入れ（特にハンガリーは受け入れ目標値数）を強く求めたが、ECは拒絶した。ただし、EC加盟国は中・東欧3カ国の労働市場へのアクセスにつき2国間の協定を締結する可能性の余地を「好意的に」残している（ハンガリーの場合は、ドイツとの間で15,000人の受け入れ協定を締結している [Farkas Z., sz. 53]）。合法的に雇用され労働者（家族）については、差別主義待遇を行わないこととしているが、何が「合法的雇用」「非差別条項」なのかの規定はない。3カ国は、手続き上は非対称的で、ECからの労働者については全く各国市民と差別なく待遇するとしている。ここでもっと重要な点は、後に指摘する企業設立の自由化とも関連して、「キイポジション」にある者の国際的な流動化、同カテゴリーの労働市場の統一化が許されていることである。

EC側の強い要望で、会社の設立・運営について内国民待遇を相互に与えることで原則的に合意した（資本移動の自由化にかかわって、ハンガリー側から「植民地化の脅威」の指摘があったという [Baracs]）。しかし、3カ国はとりわけ金融サービス、個人営業と、天然資源採掘のようないくつかの分野では10年間の過渡期を設定することが許される。農業用地はこの中に含まれない。3カ国はまた、構造転換中であり、深刻な問題に直面している産業、新たに誕生している産業については過渡期の間、内国民待遇を適用しないことができるとされる。

サービスについては、双方が、国境間サービスの提供を漸進的に進めることを認めたにすぎない。

經常支払と資本の移動については、財、サービス、人、直接投資に関連して交換性可能通貨による自由な決済を保障している。さらに、双方は、資本の移動に関する共同体の規則を漸進的に適用することに同意している（国際収支の防衛措置も認めている）。

競争および他の経済条項並びに知的・産業的・商業的所有権の保護に関しては、5年後の年末までに共同体の水準を適用するよう準備するとされている。また、3カ国の法律を共同体の法律に接近させ、ECはこのために技術的援助を行うとされている。

経済、産業、科学、農業、文化等の協力

経済協力は相互利益のあるあらゆる可能な分野でおこなうこと、環境、社会の問題を考慮した持続可能な発展の原則に基づくこと、地域協力の促進を可能にする措置をとることが唱われている。また、工業規格、投資振興・保護、教育、訓練、科学・技術、農業、エネルギーと原子力安全、環境と水利管理、交通、テレ通信、郵便、放送、銀行、保険と他の金融サービス、通貨政策、会計監査と金融監督、マネーローダリング、地域発展、社会問題、旅行、中小企業、情報コミュニケーション、関税、統計、経済学、行政、薬物そして文化協力にまで協力は及んでいる。

金融協力

金融協力では、従来からの金融支援を再確認する。と同時に、特に必要な場合、国際収支支援を含んだ通貨の交換性獲得、中期安定、構造調整努力を助ける一時的金融支援を与える可能性を検討する、という前進、新機軸がみられる。だが、マクロ支援はIMFプログラムに従い、G-24の枠組みの中で、国際金融機関、G-24、IMF、IBRD、EBRDと調整される、とされ、ECの独自性は全く見られない。

連合協定の全体的評価

さて、東欧諸国の視点からみた全体的評価に移ろう。

第一に欧州協定の性格づけについてである。この協定が、連合協定という名称を持ちながら、ECへの加盟を見越したギリシア、トルコとの協定とは、加盟の直接的言及がなされていない点で異なる。また、旧植民地諸国と締結された連合協定とは、資金供与、特惠、移民の受け入れの点で大きな違いをもっている。マルタ、キプロスと締結した連合協定は、第2段階で関税同盟の形成を展望しているが、協定はそこまで踏み込んでいない。連合協定以外の自由貿易協定・特惠協定とは、統合的要素（政治対話、EC加盟への間接的表現、組織転換・通貨協力の可能性、制度・法律の接近）の点で溝がある。EEAとは4つの自由化と財政負担の点で異なっている（連合協定については、田中素香1982, pp. 393~294）。ECはこの欧州連合協定によって、バルカン諸国、一部のCIS諸国の欧州回帰、EC加盟熱へ対処する重大な術を手に入れたことになる。これに対して、中・東欧3カ国は、当初の期待が裏切られ、加盟への乗車切符を手に入れることができなかった。以前と比較すれば優遇された地位を確保できたとはいえ、依然ECの対外関係の枠に留まり、ECの半周辺部にある南地中海諸国と同じ水準に達しただけであった（ハンガリーの要求で、加盟に伴う法律等の前倒しの要素は盛り込まれたが [Baracs]）。中・東欧3カ国は、加盟に関する間接的な外交的言質を得るためにその他の分野では譲歩をしていったのである [Balazs, sz. 19]。

第二に、連合協定には、3つの原則、つまりECに優位な形での強制的な自由化の原則、中・東欧3カ国の労働力移動に見られる保護主義の原則、金融支援に見られる第3国、国際金融機関との協調の原則、が錯綜しながら混在している。もちろん自由化は、非対称性の原理に基づき行われるが、うえて見たように、農産物の例外化、制限、猶予、反ダンピング・セーフガード条項で実質的な非対称性は中身がかなり薄まってきており、貿易外の自由化も予定されている。この自由化に反して、労働者の国際移動の制限に見られる保護主義は原則的な齟齬が明らかに存在する。また、原産地・ローカルコンテンツ規制、内国民待遇の確保等明らかに、EC企業・投資家を優遇、第3国を差別化する方向に走っているのに、金融支援の項目では、G-24、国際金融機関に依存、協調に終始して、自らは心理的效果を果たすだけに留まっている（もちろん、これは、東欧支援で最大の資金提供者がEC加盟国であることの意義を否定するものではない）。

第三に、連合協定の基本線は、ベルリンの壁の崩壊の結果、1991年初頭に構想され、それまでの中・東欧3カ国の政治的地殻変動、民主化の結果に対して設定されたものである [Inotai, sz. 10]。なによりもまず、それは、中・東欧3カ国の長期の発展、安定化と近代化を保障するものとしてではなかった。当時と比べて、中・東欧3カ国は縮小再生産への歯止めがかからず、社会的・政治的欲求不満が累積（ナショナリズムの台頭）する不安定性、不確実性のなかにいる。さらに、改革の波は、バルカン諸国、旧ソ連をも巻き込んでおり、そこでの不安定性が東欧を脅かしている（旧ユーゴスラビア内戦等）。そして、EC自体もマーストリヒト条約批准のもたつき、通貨危機、深刻な景気後退、失業問題、統合深化の先行き不透明に襲われ、内向きになり、東欧諸国を貿易上のライバルと見なす傾向が強くなっている。アタリが指摘するように、連合協定は新しく書換えなければならないところに来ている [Nepszabadsag, 1992. szeptember 9.]。

第3章 中・東欧3カ国のEC加盟の 時期、基準、条件をめぐる諸問題

加盟国の対立、中・東欧諸国への拡大のメリット、デメリット

ECへの加盟あるいは加盟の準備は中・東欧3カ国にとって経済的にメリットが大きい。つまり、世界の経済発展、技術革新・情報の中心、より高度な需要の中心、金融・資本市場の中心に統合され、またECの諸援助資金にアクセスできることによって、中・東欧の小国は大きなメリットを享受するだろう。そして、加盟への言質は市場経済への体制転換から発生する様々なコストにたいして、政治的安定化作用、心理的予備能力を形成するものであると言える。これこそは、まだ議会制民主主義が十分に定着せず、政治的不安定に悩む中・東欧3カ国の政治家がECから手にいれようとしたものである。東欧諸国の政治家は、擦り切れるほどECという言葉を使い、ECへの加盟時期を国民の前に予測してみせている。ハンガリーの定評ある経済週刊誌の言葉を借りれば次のようになる [HVG, 1993 Julius 24., sz. 8]。西欧の人々は3年前、東欧の人々に拍手喝采していたのに、現在では完全に無視をし、貿易競争相手としか見ていない。クラウス・チェコ首相は、ECが扉に「邪魔をするな」と標識を張り付けていると非難し、スホツカ・ポーランド首相は、西欧は内向きになり、自分の問題に取り組み、門戸を閉じる傾向をつよめている、と嘆く。しかも期日ははっきり示さない。1989年のストラスブルール首脳会議では、第2次大戦以降の最も重要な歴史的イベントだと持ち上げ、最も緊密で内容のある関係を構築しなければ、と明言したにもかかわらず、日程は示さなかった。90年4月のダブリン首脳会議では、加盟ではなく、連合協定について協議開始する必要があるとだけ語り、91年12月のマーストリヒト首脳会議では、身内の問題だけ取り組み、92年夏のリスボン会議では、当時の欧州議会議長は「ポーランド、ハンガリー、チェコ・スロバキアの加盟は今世紀中にはふさわしくない」とまでいってみせた。

1992年ブダペストでもたれた小さな国際会議で、ポーランドの旧担当閣僚で

あるサリウス・ヴォリスキ・ウッジ大学教授が額に汗しながら、EC側（ブダペスト代表部，研究者）に詰め寄っていたのもこの内容である。（本稿自体もそこでの議論の成果に負っている The Conference on the Association agreement and the economic development in Central Europe, Bp. December 10-12.）。

では、ECにとって中・東欧3カ国の加盟拡大は如何なる意味をもつのであろうか。言い換えると、如何なるメリット、デメリットをもっているであろうか。メリットの側面は次の点にある。先ず、政治的観点からは、西欧の価値とも合致する基盤をその周辺部に築くことによって隣接する地域を直接に安定化することができ、そのことで、安定化しなかった場合に起こりうる「動揺」が西側に波及することを予防し、防止のための経常的コストが節約できる（旧ユーゴスラビアはヨーロッパが防止コストを払わない場合、いかに巨額の費用が解決のために必要かを示唆している）。経済的には、9,500万人の市場を取り込むことができる。共同体としては、一部の国（オランダ、英国）が主張しているように、加盟国の拡大によってECの深化を連邦的統合に見いだす傾向に一定の歯止めをかけることができる。新しい小国が増えることによって、共同体内で大国に対抗することができる。また、加盟国は、個別に、従来からの経済的・通商的・歴史的関係に基づいて、一部の地域あるいは全体と関係をより緊密にすること、そして関係する国・地域により密度のある援助を行うことができるようになる。だが、次のようなデメリットも見逃すことはできない。先ず、政治的観点からは、東欧地域の民族的緊張をECの内部に抱え込むだけでなく、そのことによってその周辺部のより不安定な紛争地点により接近することになる。共同体の観点からは、共同体の制度、意思決定機構がすでに12加盟国でさえ困難に直面して、またEFTA4カ国が加盟すれば、それも作動するかどうか疑念がだされているが、さらに加盟国が増加したら、現在の形態が維持できるとは思われない。さらに個別の加盟国にとっては、新規参入国は厳しい競争を引き起こすことになる（農産物、繊維、鉄鋼部門など）。これに関係する加盟国（南欧諸国とフランス）は加盟を引き延ばすよう働きかけていくだろう（HVG, 1993. Julius 3., sz. 26）。

リスボンとコペンハーゲン首脳会議：加盟のための条件が示すものはなにか。

ここでは、連合協定、マーストリヒト条約以降の東欧諸国にたいするEC拡大についての政策の進展を検討しよう [Bulletin of EC, Supplement 3/92]。

マーストリヒト首脳会議は、民主主義の原則に基づくいずれのヨーロッパの国家にも欧州同盟の加盟国になりうることを確認し、リスボン首脳会議までに欧州同盟のあり方も含めてその検討を行うことをEC委員会に委託した。EC委員会の作成した「ヨーロッパと拡大の挑戦」というタイトルの案は以下のような内容になっている（もちろん、この報告は中・東欧諸国への拡大のみを対象にしたものではない）。

1. 深化が最優先で、それが拡大の犠牲になったり、これまでの共同体の達成物を希薄化してはならない。効率性を減じてはいけない。
2. 加盟申請国は、3つの基準、つまりヨーロッパの地理的・歴史的・文化的アイデンティティ、民主主義の原則、基本的人権の尊重、を満たさなければならない。
3. もう一つの基準は、加盟資格から発生する義務を遂行することのできる、実際に作動している競争的市場経済を有することである。
4. 共通対外政策、安全保障政策の受け入れ。
5. 共同体の権利と義務の受け入れ、共同体のこれまでの既得権の受け入れ、但し、一定の最小限の過渡的措置は認める。
6. 補完性の原則と民主主義の原則の強化、諸制度の必要な改編は行なう。

もし、20～30カ国の加盟になれば意思決定機構、諸制度の根本的原則の改革が避けられない。

7. 加盟申請国（EFTA諸国、トルコ、キプロス、マルタ）とは違い新しい加盟希望国（東欧諸国）は加盟国の義務を負うことができず、現存の協定の遂行が求められている。安全保障の観点からは「ヨーロッパ政治地域」の創設、加盟準備の点からは、協定の改善・前進（市場経済のインフラストラクチュアの整備、ECへの適用のスケジュール作成、経済協力の強化、投資等の汎欧州ネットワークの準備、貿易特恵の改善、労働者の自由移動の改善）、

ヴィシェグラード自由貿易地域の設立支援，を行う。

1992年6月26と27日のリスボン首脳会談は，これを受けて，東欧諸国の加盟に関しては，その準備を体系的に支援することを決めたに過ぎなかった。

東欧諸国の加盟にかんするより具体的条件，基準が決定されたのは，ようやく先のエジンバラ首脳会談を踏まえて開催された今年（93年）6月21～22日のコペンハーゲン欧州理事会である。ここでECははじめて連合協定にある中・東欧諸国が将来EC加盟することを認めた。議長結論によれば，連合協定諸国に要求される加盟のための経済的，政治的条件とは，民主主義を保障する制度の安定性の達成，法の支配，人権およびマイノリティの尊重保護，機能する市場経済の存在および同盟内部での競争圧力と市場の諸力に対処できる受容力を獲得すること，である。加盟資格としてはまた，政治・経済・通貨同盟の目標に忠実であることを含む加盟国の義務を引き受ける能力を候補国が持つことを前提条件としている [EC BACKGROUND NOTE, 23 June 1993]。

先のEC委員会作成の指針と比較すれば，マイノリティ問題や域内での競争に対応できる能力を加えただけで，基本的な変更はないように思われる。では，このような加盟基準，条件が東欧諸国にとって意味するものは何であろうか。

もともと，ECへの加盟の条件は，ヨーロッパに属しているという条件を除けば，政治的複数主義（民主主義）とより発達した市場経済へむけた前進であったはずである。この点ではマーストリヒト条約はローマ条約の精神を継承しているはずである。それに加えて新しい基準を設けることは何を意味するのか。南欧の加盟の際，加盟の決定は明らかに政治的に下されており（NATO周辺地域の安定の確保，独裁への逆行阻止，東欧諸国へのデモンストレーション効果），現在の中・東欧3カ国が，当時の南欧諸国と比較して加盟の成熟度できわめて見劣りしているとは考えられない。新たな基準である，機能する市場経済の存在および同盟内部での競争圧力と市場の諸力に対処できる受容力という側面はどの様にして計測できるのであろうか。民主主義を保障する制度の安定性の達成，法の支配，人権およびマイノリティの尊重保護という点からは，完璧ではないが，中・東欧3カ国は基準を満たしている。マーストリヒト条約に伴う義務を引き受ける能力という点については，それは統合の深化という経過

を踏まえれば、当然の条件のように考えられなくもない。だが、マーストリヒト条約批准を巡る混迷は、その条件が加盟国内部でさえ異議申し立てに遭遇していることを示している。また、経済通貨同盟への新たなステップに必要な経済条件基準達成度（インフレ率、GDP・財政赤字、GDP・国家債務の比率等）でいえば、むしろ中・東欧3カ国の方が優れている国や達成度もある。加盟国内部で達成することができないか、例外を設定せざるをえないような基準、条件がECの外部にある国の加盟基準になろうとしているのである。したがって、総合的に判断すれば、今回ECが示した加盟の基準、条件なるものは、EC加盟の引延しを合理化する口実として見なされるだろう [Inotai, sz. 11]。

まとめにかえて

では、ECを通じた欧州回帰の道は半ば閉ざされたままの状態が続くのであろうか。あるいはそこには他に採りうる選択肢はないのか、そのことは中・東欧3カ国の市場経済への移行にどのような影響を与えるのであろうか、そのような問題が起きてくるだろう。

ここで考慮しなければならないのは、現在では東欧諸国についての西側の関心は減退したことである。すでに投資家の評価は東欧諸国について近年減退している [Figyelo, 1993. Julius 29., sz. 31]。中・東欧3カ国の「逆戻り」の可能性の縮小、軍事的脅威の減少、財政負担の増加の予測、統合のシナリオの動揺がこれに輪をかけている。では、中・東欧3カ国のEC接近を巡る閉塞状態から抜けだす道は、EFTAにそれを求めることはできるだろうか。第一に、EFTA自身中・東欧3カ国が加盟することについて妥協する用意がなく、EC市場よりもEFTA市場へ参入するほうが困難である。第二に、EFTAとの交渉は農業が除外されており、それについては2国間交渉に任されている。農産物輸出国である特にハンガリーやポーランドにとってその魅力は落ちてくる。第三に、EFTA諸国との貿易は、ハンガリーの場合、10数%で約半分のECと比較すれば、インパクトは小さい。しかも対EFTA貿易の3分の2は対オーストリアとの取引である [Magyar Nemzet, 1991, December 2]。さら

に、第四に、中長期的にみて、消滅する運命にあるEFTAに、自国の欧州回帰と近代化の望みを託するわけにはいかない。それよりも、EFTAを統合していくECに直接参入する方が理にかなっている。

では、ヴィシェグラード地域協力の展望はどうか。第一にそれは、ハンガリーの現在の貿易高の数%にしか満たない。東欧にとって東独を失ったことがこの地域の相互貿易の比重を引き下げ、これが地域協力のインセンティブを減じている。貿易依存度の高い国で貿易量のわずか数%しか占めない地域協力がその国の経済成長、近代化を牽引していくことはできない。また、ヴィシェグラード3カ国の貿易構造の近似性は、戦後世界貿易を推進した産業内貿易とは異なっており、地域協力を解体する方向に作用する。さらにそこには十分な資本も現代的なテクノロジーもない。第二に、これまでの経験によれば、地域協力は、世界経済への統合、世界市場での競争力強化、輸出の急速な成長とそれによる国内経済の発展がその条件を生み出すのであって、その逆ではありえない。ヴィシェグラード協力は、EC統合の推進によって、その成果として（例えば、ローカルコンテンツ規制は対EC輸出の増進の条件として、3カ国間の貿易の相互拡大を保障している）誕生するものである [Inotai, 1993. 4., sz. 11-12]。ECの代替物では有り得ない（それにたいして、賛成論は以下の通りである。ECへの統合は10年単位の長期的課題であり、市場経済への移行は短期・中期的に緊急を要する課題である。このギャップを埋めるべく、地域協力によって、相互貿易の拡大、地域の対外輸出力の拡大、外資へのアクセスの改善そして対ロシア関係、対バルカン諸国関係の正常化を狙っている。協力の段階としては、自由貿易地域の形成（これはすでに93年春に協定締結）から中欧支払同盟の設立へと展望している [Illes-Mezsei-Szegvari]。だが、これにたいしても、欧州における貧しい国と富める国を分けるグルーピングになり、西側の安上がりな支援政策に通じるという非難がある）。

では、EFTAとヴィシェグラード協力がなかったら、ECと中・東欧3カ国との関係を展望する他の道はないのか。この問題は、視点を下げてもっと広い経済史の脈絡のなかに置いて両者の関係を把握し直せば、次のようになるだろう。欧州の近代史において、一方の極に西欧諸国が中枢、センターを形成し、他方東欧諸国はその周辺経済となる構造が形成されていた。計画経済と

コメコンの歴史的实验はその「周辺性」からの離脱によって近代化を達成しようとする試みであった。その实验は失敗した。従って、今回の欧州回帰の要は、その構造がまたしても再生産されるのか、あるいは克服、解消されるのか、という問題である。再生を促す要因としては、東欧諸国の累積債務、技術革新の遅れ、歪んだ近代化・工業化があり、ECの非加盟国にたいする保護主義もある。それに対して、その解消に作用する要因は、東西ヨーロッパの共倒れの脅威及び欧州復興開発銀行等の背後にある国際協力体制である〔百瀬宏、嶋田巧〕。共倒れの脅威とは、より具体的には環境問題、大量の難民、東欧民衆の憤怒である。だが、共倒れの脅威の発生は、東欧諸国の政治的、経済的、社会的な危機に伴うものだから、これは同時に西欧―東欧の分離を進めるという側面をもつことにも注目しなければならない。

マーストリヒト条約批准の「難航」、政治同盟、経済通貨同盟の発車の予想される遅れと関連して、ハンガリーの対EC政策をどの様にするのか、が「対外経済」誌で論争されている。口火を切ったマーディ・ラーツィの共同論文は、欧州の東西冷戦の崩壊、コメコンの解体、ドイツの統一、EFTA諸国のEC加盟申請で、欧州の地政学的諸条件が根本的に変化し、ヨーロッパ統合は画一的スキームによる統合に代わって、多段階的な統合の網の目、リージョナリズムのヨーロッパを目指して、その中にハンガリーを位置づけるべきである、と主張する〔Mádi-Rácz〕。これに対して、批判者の一人は、ECの危機の真因は世界経済におけるポジションの持続的低下であると反論、リージョナリズムのヨーロッパは対案にはなりえないと主張する〔Palankai〕。この反論に立脚するならば、ヨーロッパの地位の低下防止、その向上をめざす解決方法のなかにはじめて、ECの中・東欧3カ国への拡大の道を見いだしていくことができるだろう。

アダム・トゥルクは、統合を2つのレベル（マイクロ・企業関連とマクロ・政府、経済外交の関連）で考察し、3つのタイプの統合的結合を抽出する〔Torok〕。ひとつは、デンマークとポルトガルで、EC加盟国でありながら関係は希薄である。2番目は、オーストリアとドイツの関係で、域外にありながら、関係は濃厚である。最後がベルギーとドイツで同じ域内でしかも密接な関

係にある。ここから2つのシナリオが生まれる。一つは楽観的なシナリオで、密接なマイクロレベルの関係が経済外交を後押しして、短期間にハンガリー経済がECに統合されることが出来る。悲観的シナリオは、未発達なマイクロレベルの関係の上に、政府主導で企業を指導し、苦痛を伴う統合である。トゥルクはハンガリーのECへの制度的加盟の問題を直接に扱っているのではないが、明らかに、楽観的シナリオの実現が加盟への最短距離である、と判断される。この視点でハンガリー企業を調査した結果、企業が短期的経営戦術に目を奪われて、EC指向の戦略をもっていないと結論づけられる。だから、マイクロレベルの企業間統合の構築、促進を目指す経済政策をハンガリー側が採用することが一つの鍵となるが、それは、ヨーロッパ統合の危機を解決する方法、つまり世界市場でのヨーロッパの競争力の強化とECの東側への拡大とを結び付ける関数を提供するものでなくてはならないだろう [Farkas G.,sz.58]。

参考文献一覧

- BECKY Robert, "Az EK sem jötekonysági intézmeny", *Figyelő*, 1993.
 Marcius 25., sz. 1 és 13-15
- BALAZS Peter, "EK-csatlakozas, az atszallas veszelyei", *Figyelő*, 1991.
 Oktober 10.
- , "Mikent bovitetho az Europai Közosség?", *Europa forum*, 1991.
 augusztus., sz. 5-18.
- BARACS Denes, "A Magyar EK-Tarsulas merlege...az asztal masik oldalarol", *Figyelő*, 1992. Januar 2., sz. 22
- Gyorgy CSAKI, "Back to Europe: the case of Hungarian participation in EC technology and training programes", *European reunification in the age of global networks*, ed. by Albert BRESSAND and Gyorgy CSAKI, 1992. HAS.IWE and PROMETHEE.
- Laszlo CSABA, "The rise and fall of COMECON", 1991. /paper/
- DANKO Peter, "EGK-Magyarország:fejlodes a kezelebbi kapcsolatok irányaba-I. es II.resz", *Kulgazdasag*, 1991. 1 es 2.
- European Studies Center, *Moving beyond assistance*, 1992.
- EC Commission, *Europe and the challenge of enlargement*, Bulletin of the EC, Supplement 3/1992.

- , *EC BACKGROUND NOTE.*, 23, June 1993 (駐日EC委員会代表部)
- , 『月刊EC』 (駐日EC委員会代表部)
- , Presse 240-G.
- , "Competitiveness and industrial restructuring in Czecho-slovakia, Hungary and Poland", *European economy*, 1991., Special edition No2.
- , "Regional integration and trade", *European economy*, 1993., No. 52.
- FARKAS Zoltan, "Beszelgetes dr.Juhasz Endrevel", *Kulgaszasag*, 1992. 3., sz.46-57 (対外経済省担当官, ユハースとのインタビュー)
- FARKAS Gyorgy, "Az Europai Kozosseg dilemmairól", *Kulgaszasag*, 1993. 5.,
- Figyelo, (ハンガリーの経済週刊誌: オブザーバー)
- Hamilton, C.B. Winters, L.A., "Opening up International Trade with Eastern Europe", *Economic Policy*, 1992. No. 14
- 堀林巧著『ハンガリーにおける改革の軌跡』1990年
- HGV, (『週聞世界経済』の略称)
- HAVASI Belane, "Az erem masik oldala: EK-erdekek a Tarsulasi Megallapodasban", *Kulgaszasag* 1991. 12.,
- 蓮見雄「東欧諸国とEC市場」立正大学『経済学季報』第42巻第4号, 1993年3月
- INOTAI Andras, "A piacgazdasagi atmenet kulgaszasagi teljesitmenye es nemzetkozi kornyezete", *Kulgaszasag*, 1993. 4., sz. 4-16.
- ILLES-MEZSEI-SZEGVARI, "Valaszuton a kozep-europai gazdasagi egyuttmukodes", *Europa forum*, 1991 oktober, sz. 28-42.
- KOVES Andras, "A kozep- es keleti-europai eladosodasi es nyugati politika", *Kulgaszasag*, 1992. 1., sz. 24-41.
- KISS Judit, "Tarsulas utan", *Kulgaszasag*, 1992.9., sz. 12-23.
- , "Tarsulas utan-remenyek es realitasok", *Kulgaszasag*, 1993.1., sz. 74-78.
- Andrzej KOLINSKI, "Stosunki umowne krajow socjalistycznych z EWG", *Sprawy Miedzynarodowe*, 2. 1989
- J. A. LOPEZ, A. L. CORRONS, "Magyarország, Csehszlovakia, es Lengyelország: egy zart periferia szuletese az Europai Kozosseg tol keletre", *Kulgaszasag*, 1993. 6., sz. 26-41.
- 百瀬宏「欧州における『東欧』の位置」『ソ連研究』第13号, 1991年10月号, pp. 124-147.
- MADI Istvan-RACZ Margit, "Integracios dilemmak a 90-es evek Europajaban " *Kulgaszasag*, 1992. 12., sz. 34-41.

- Marc MARESCEAU, "The implementation of the association agreement and the problems related to the first stage (1993-1997) of the transition period: General introduction", 1992., /paper/
- MOLNAR Zolt, "Magyarország az EK-Társulási megállapodás kuszobán", *Napi Világ gazdaság*, 1991. november 5.
- , "Elony-hatrány merleg az EK-társulásban", *Napi Világ gazdaság*, 1991, december 11.
- 南塚信吾著『ハンガリーの「第三の道」』岩波書店1991年
- Magyar Nemzet, (政府系の新聞)
- Patrik A. MESSERLIN, "Az EK es keleti-kozep europai orszagaink tarsulasi szerzodese", *Europa forum*, 1992. szeptember.
- Nepszabadsag (社会党系の新聞)
- PALANKAI Tibor, "Az EK-integracio alternativai", *Kulgasdasag*, 1993. 2. sz. 61-69.
- PlanEcon Report, 1993. No. 7-8, 9-10, 11-12, 26-27,
- 嶋田巧「E Cと東欧——東欧変革と欧州新秩序の形成」, 内田勝敏・清水貞俊編著『E C経済論』ミネルヴァ書房, 1993年所収
- Adam TOROK(ed.), *Market orientation of Hungarian enterprises-EC integration*, Research Institute of Industrial Economics, HAS, 1991.
- 田中宏「コメコン——その過去・現在と展望」『経済』1990年5月号
- 田中素香著『欧州統合』有斐閣, 1982年
- 『E C統合の新展開と欧州再編成』東洋経済新報社, 1991年
- 田中友義「E C統合で中・東欧はどうなるか」『経済セミナー』1993年2月
- VAJDA Laszlo, "Tarsulas utan-remenyek es realitasok", *Kulgasdasag* 1992. 12., sz. 69-74
- W. ウォーレス著, 鴨武彦, 中村英俊訳『西ヨーロッパの変容』, 岩波書店, 1993年
- L. Alan WINTERS, "A tarsulasi szerzodesek: egy kis segitseg barataink-tol", *Kulgasdasag*, 1993. 7. sz. 29-41.

[追記：本稿執筆時にチェコとスロバキアは分離して独立の共和国を形成していたので、正確には中・東欧4ヶ国である。しかしE Cとの連合協定は再交渉が終了していなかったので3ヶ国という表現にとどめた。]